

特定非営利活動法人すまいるネット南魚沼事務局長専決規程

規 程 第 9 号

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人すまいるネット南魚沼定款第57条の規定に基づき、事務局長（以下「局長」という。）の専決事項について必要な事項を定めるものとする。

(事務局長専決事項)

第2条 局長専決事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 職員の日常の労務管理、福利厚生に関すること。
- (2) 損傷その他の理由により不用となった物品又は修理を加えても使用に耐えられないと認められる物品の売却又は廃棄
- (3) 予算上の予備費の支出
- (4) 寄附金の受け入れに関する決定

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。